明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

# 官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔法　律〕
○平成三十年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律（一）　二

〔政　令〕
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（一二）　二
○地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令（一三）　二

〔省　令〕
○平成三十年度分の地方交付税の交付時期及び交付額の特例に関する省令（**総務**七）　二
○地震保険に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**財務**二）　三
○移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律施行規則及び移植に用いる臍帯血の品質の確保のための基準に関する省令の一部を改正する省令（**厚生労働**一二）　三

〔告　示〕
○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件（**総務**四七）　四
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（**農林水産**三三一）　七
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**三三三～三四八）　九
○道路に関する件（**関東地方整備局**一八）　九
○都市計画に関する件（**北陸地方整備局**一〇）　九

〔国会事項〕
内閣　法務省　海上保安庁　最高裁判所　一〇

〔人事異動〕
日本工業規格（国土交通省）　一〇

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕
産　業　一〇

〔公　告〕
諸事項
**官庁**
迫川上流土地改良区役員の退任関係　一〇
**裁判所**
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一〇
**特殊法人等**
厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　一七
**会社その他**　一七

## 本号で公布された法令のあらまし

**◇平成三十年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律**（法律第一号）（総務省）

1　平成三〇年度の第二次補正予算により増額された同年度分の地方交付税の額について、当該額の一部を、同年度内に交付しないで、平成三一年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとした。

2　この法律は、公布の日から施行することとした。

**◇補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一二号）（財務省）

1　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用対象となる給付金として、外国人受入環境整備交付金を追加することとした。（第二条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

**◇地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一三号）（財務省）

1　政府が、保険会社との間に締結する地震再保険契約は、保険会社が支払う保険金額が八八四億円を超える場合に、八八四億円を超えて一、三九〇億円（改正前二、二四四億円）以下の部分については一〇〇分の五〇、一、三九〇億円を超える部分については一一万一、六一〇分の一一万一、四四二を政府が支払うことを約するものとした。（第三条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。